

## 医学部設置認可申請に向けた教員等の公募指針

### (目的)

1. この指針は、設置認可申請を予定している東北医科薬科大学医学部の教員等の公募に当たり、地域医療に与える影響に配慮しつつ、新設医学部の円滑な運営に必要な人材を確保することを目的として、公募実施上の留意点、応募者の要件、選考方法等を定める。

### (教員公募実施上の留意点)

2. 教員の公募に当たっては、以下の事項に留意するものとする。
  - (1) 地域医療に著しい影響を及ぼす恐れのある、いわゆる引き抜きは行わない。
  - (2) 地域の医療機能の低下を防止する観点から、所属長の意見を斟酌する。
  - (3) 女性教員の登用に配慮する。

### (教員応募者の要件)

3. 教員公募に応募できる者は、以下に掲げる要件を満たすものとする。
  - (1) 本学医学部の使命・任務を理解し、東北地方の地域医療を担う医師の育成について使命感・意欲を持っていること。
  - (2) 地域医療への影響等に関する所属長の意見書が得られること。
  - (3) 別に定める本学医学部の公募要項に則していること。

### (教員公募の方法)

4. 教員の公募に係る以下の事項について、本学のホームページへの掲載、公募分野に関連する大学、学部及び研究機関への通知等により、広く周知を行うものとする。
  - (1) 応募者の要件
  - (2) 公募の分野、職種及び人数等
  - (3) 採用の時期及び任期
  - (4) 応募方法及び応募期限
  - (5) 選考方法
  - (6) 問い合わせ先
  - (7) その他必要と認められる事項

### (教員の選考方法)

5. 教員採用候補者の選考は、以下により行うものとする。
  - (1) 選考は、選考委員会を置き、公平かつ適切に行う。
  - (2) 前項の選考委員会の設置及び選考の基準等は、本学医学部の教員整備計画と連動させ、別に定める。
  - (3) 選考は、応募書類等による書類選考及び面接等により行う。
  - (4) 選考委員会の審議は、非公開とする。
  - (5) 選考の結果については、速やかに、応募者に通知する。

### (看護師等の公募及び採用)

6. 看護師等の公募及び採用については、以下により行うものとする。
  - (1) 公募及び採用は、本指針における教員の公募に留意すべきことに準じて行い、地域医療に支障を来さないよう配慮する。
  - (2) 採用は、附属病院の診療科の整備や増床計画の進捗状況に応じて、単年度に多人数の採用とならないよう、附属病院における需要見通しを策定して行う。

(医学部設置後の公募)

7. 医学部設置後における教員の公募に当たっては、当分の間、本指針によって実施する。

(公募及び選考の基準)

8. 地域医療に支障を来さないようにするため、教員等を公募及び選考するにあたっての基準を別に定める。

(その他)

9. 本指針に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この指針は、平成26年11月11日から施行する。